

# 新地方行革指針による地方行革の推進

総務省  
平成17年3月25日

平成16年12月24日

「今後の行政改革の方針」（閣議決定）

これを受けて

総務省において新しい地方行革指針を今年度中に発出

## ○集中改革プラン（平成17年度～平成21年度）

地方公共団体が5か年（平成17年度～平成21年度）の「集中改革プラン」を策定し、平成17年度中に公表

- 集中改革プラン期間中に地方公共団体の総定員を純減  
（過去5年間の純減（平成11年から平成16年までに4.6%純減）を上回る純減を目指す）
- 手当の総点検をはじめとする給与の適正化  
（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等）
- 事務・事業の再編・整理
- 民間委託等の推進 「民間ができることは民間に」
- 地方公営企業・地方公社の経営健全化
- 市町村への権限移譲
- 出先機関の見直し   ➤ 第三セクターの見直し   ➤ 経費節減等の財政効果の明示

- 改革の推進状況について、他団体と比較可能な指標をもって広く住民にわかりやすく公表。

## 行政改革大綱と「集中改革プラン」

目標の数値化 わかりやすい指標の採用 など

平成17年度中

平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの具体的な取組を明示した「集中改革プラン」を公表

- ・ 事務・事業の再編・整理
- ・ 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）
- ・ 定員管理の適正化（退職者数及び採用者数の見込み、平成22年4月1日における定員目標を明示）
- ・ 手当の総点検をはじめとする給与の適正化（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等の諸手当の見直しなど）
- ・ 第三セクターの見直し
- ・ 経費節減等の財政効果

など

※地方公営企業についても公表

- 総務省においては都道府県・指定都市、都道府県においては市区町村から提出された「集中改革プラン」について、必要に応じ、各地方公共団体に助言、わかりやすく公表
- 一部の地方公共団体における不適正な手当の支給などに対する国民からの厳しい批判を踏まえ、このような状況の是正に強力に取り組む

## 地方公務員全般にわたる定員管理・給与の適正化等の強力な推進

- 過去5年間の地方公共団体の総定員純減（平成11年から平成16年までに4.6%純減）を上回る純減を図る必要
- 各団体において定員適正化計画の中で明確な数値目標
- 地方公務員全般にわたり、給与制度・運用・水準の適正化を強力に推進
  - ・ 特殊勤務手当をはじめとする諸手当のあり方の総合的点検と早急な見直し
  - ・ 技能労務職員、公営企業職員の給与の適正化 など
- 第三セクター、地方公社についても、給与及び役職員数の見直し
- 給与・定員等の状況について、住民等にわかりやすい形で積極的に公表
- 職員に対する福利厚生事業について、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを行い、適正に事業を実施。また、福利厚生事業の実施状況等を公表

# 地方公共団体における行政の役割の重点化

## 民間委託等の推進

- 旅費・給与等に関する事務や定型的業務を含めた事務・事業全般にわたり民間委託等の推進の観点から総点検を実施、具体的・総合的な指針・計画を策定

## 指定管理者制度の活用

- 現在直営で管理しているものを含め、全ての公の施設について、管理のあり方について検証、検証結果を公表

## 地方公営企業・地方公社の経営健全化、第三セクターの抜本的見直し

- 地方公営企業について、サービス自体の必要性、地方公営企業として実施する必要性について検討。
- 地方公社について、経営改善等に積極的に取組。経営の改善が極めて困難と判断される公社については、法的整理も含め抜本的に見直し
- 第三セクターについて、統廃合、民間譲渡、完全民営化を含めた見直しを推進

## 電子自治体の推進

- 情報セキュリティの確保にも十分留意しながら、行政手続のオンライン化、共同アウトソーシング、公的個人認証サービス、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カードなどの利活用等に積極的に取り組み、業務改革を進めメリハリのある職員配置

## 行政評価の効果的・積極的な活用

- 行政評価を効果的・積極的に活用し、PDCAサイクルに基づき、事務・事業や組織編成など行政組織運営全般の点検・見直しを行う

## 公正の確保と透明性の向上

- 情報公開条例や行政手続条例の制定、議会や監査委員などによる監視機能の強化等を行う

# 説明責任の確保とディスクローズの推進

## 〈地方公共団体〉

行政改革大綱等の見直し・策定について、

- 住民等が参加し、民意を反映するような仕組みを整備
- 速やかにホームページや公報等を通じて、住民等にわかりやすい形で公表

行政改革大綱等に基づく成果について、

- 他団体と比較可能な指標に基づき公表するなど、住民等に分かりやすい形で公表

## 〈総務省〉

- 改革の推進状況について、必要に応じ、各地方公共団体に助言
- 毎年度フォローアップを実施し、その結果を広く国民に公表